

改善基準告示

～わたくしたちと公共交通の安全のために～

タクシー運転者には、一般的な労働者とは異なる労働時間や休息期間などの特別の規制が設けてられています。それが「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、通称「改善基準告示」です。

このように、公共交通機関としてお客様の安全と、公共交通の安全、そしてわたくしたち自身の安全を守るためには、改善基準告示を必ず守らなければなりません。

折り線

改善基準告示

～わたくしたちと公共交通の安全のために～

タクシー運転者には、一般的な労働者とは異なる労働時間や休息期間などの特別の規制が設けてられています。それが「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、通称「改善基準告示」です。

このように、公共交通機関としてお客様の安全と、公共交通の安全、そしてわたくしたち自身の安全を守るためには、改善基準告示を必ず守らなければなりません。

折り線

日勤勤務の拘束時間

1か月 299 時間
1日 原則 13 時間
最大 16 時間

折り線

日勤勤務の拘束時間

1か月 299 時間
1日 原則 13 時間
最大 16 時間

折り線

切り取り線

日勤勤務の特例

【1か月の拘束時間の特例】

「車庫待ち等」で、かつ、労使協定があれば、**1か月 322 時間**まで延長可

【1日の最大拘束時間の特例】

「車庫待ち等」で、かつ、次の条件を満たせば、**24 時間**まで延長可

- ・休息期間 継続 20 時間以上
- ・16 時間超えは 1 か月 7 回以内
- ・18 時間超えの場合、夜間に 4 時間以上の仮眠付与

折り線

日勤勤務の特例

【1か月の拘束時間の特例】

「車庫待ち等」で、かつ、労使協定があれば、**1か月 322 時間**まで延長可

【1日の最大拘束時間の特例】

「車庫待ち等」で、かつ、次の条件を満たせば、**24 時間**まで延長可

- ・休息期間 継続 20 時間以上
- ・16 時間超えは 1 か月 7 回以内
- ・18 時間超えの場合、夜間に 4 時間以上の仮眠付与

折り線

日勤勤務の休息期間

継続 8 時間以上



日勤勤務の休息期間

継続 8 時間以上



隔日勤務の拘束時間

1か月 262時間

(地域的事情その他の特別な事情がある場合において、労使協定があるときは、1年のうち6か月までは**270時間**まで延長可)

2暦日 21時間

折り線

隔日勤務の特例

「車庫待ち等」で、次の条件を満たせば

2暦日 24時間

1か月 前記拘束時間に20時間を加えた時間まで延長可

- ・夜間**4時間以上**の仮眠付与
- ・**21時間**超えは労使協定により**1か月7回以内**

折り線

隔日勤務の休息期間

継続 20時間以上



折り線

時間外労働

時間外労働協定における一定期間は**1か月**を協定

休日労働

2週間に**1回以内**、かつ、**1か月**の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

隔日勤務の拘束時間

1か月 262時間

(地域的事情その他の特別な事情がある場合において、労使協定があるときは、1年のうち6か月までは**270時間**まで延長可)

2暦日 21時間

折り線

隔日勤務の特例

「車庫待ち等」で、次の条件を満たせば

2暦日 24時間

1か月 前記拘束時間に20時間を加えた時間まで延長可

- ・夜間**4時間以上**の仮眠付与
- ・**21時間**超えは労使協定により**1か月7回以内**

折り線

隔日勤務の休息期間

継続 20時間以上



折り線

時間外労働

時間外労働協定における一定期間は**1か月**を協定

休日労働

2週間に**1回以内**、かつ、**1か月**の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

切り取り線